

平成 28 年度第 1 回東京都北区子ども・子育て会議（第 14 回会議）次第

日時：平成 28 年 7 月 4 日（月）

午後 6 時 30 分～

会場：北とびあ 14 階スカイホール

1 開会

2 議事

- (1) 平成 28 年度 4 月 1 日現在待機児童数及び今後の解消策について
- (2) (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の設置について【報告】
- (3) 東京都北区立さくらだこども園について【報告】
- (4) 児童福祉法の一部を改正する法律案の概要について【報告】
- (5) 低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定について【報告】

3 閉会

【配布資料】※資料はすべて事前送付済み

資料 1-1	平成 28 年度北区子ども・子育て会議委員名簿
資料 1-2	平成 28 年度北区子ども・子育て会議事務局名簿
資料 2	平成 28 年度 4 月 1 日現在待機児童数及び今後の解消策について
資料 3	(仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の設置について
資料 4	東京都北区立さくらだこども園について
資料 5	児童福祉法の一部を改正する法律案の概要について
資料 6	低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定について

平成28年度北区子ども・子育て会議委員名簿

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	
	神長 美津子	國學院大學教授	
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	榎本 義彦	北区民生委員児童委員協議会	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	鹿田 昌宏	北区医師会	
	田辺 茂	北区私立幼稚園協会	
	中田 千穂	北区立小学校PTA連合会	
	原嶋 竜也	連合東京北地域協議会連合東京北地区協議会	交代
	丸山 良男	北区青少年地区協議会	
区職員・ 関係行政機関	石山 俊裕	東京都北児童相談所	
	小針 静江	北区立幼稚園長会	交代
	坂内 八重子	北区立児童館長会	
	平山 卓	北区立小学校長会	交代
	橋本 やよい	北区立保育園長会	
区 民	大塚 麻子	公募委員	
	誉田 加奈子	公募委員	
	滝口 久美子	公募委員	
	仁科 鮎美	公募委員	

平成28年度北区子ども・子育て会議事務局名簿

役 職	28年度	備考
子ども未来部長	栗原 敏明	
教育振興部長	田草川 昭夫	
健康福祉部長	都築 寿満	
子ども未来課長	中嶋 稔	
保育課長	松田秀行	
子ども家庭支援センター所長	橘 千秋	
男女いきいき推進課長	田名邊 要策	
教育政策課長	野尻 浩行	
学校支援課長	浅香 光男	
教育指導課長	難波 浩明	
健康推進課長	飯窪 英一	
子ども未来部副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当)	戸澤 俊人	
子ども未来部副参事 (子どもの未来応援担当)	馬場 秀和	
子育て施策担当課長	高木 俊茂	

子ども・子育て会議資料  
平成28年7月4日  
子ども未来部子育て施策担当課  
子ども未来部保育課

## 保育園待機児童解消に向けた緊急対策について

### 1 待機児の現況

- (1) 平成28年4月には、認可施設（小規模保育所、認定こども園を含む）の定員について、前年4月の6,356名から6,800名へと444名の増を行ったが、待機児童数は前年の160名に比べ、232名へと増加した。
- (2) 区内在住の0～2歳児について、平成27年4月期における保育施設への入所申込率は、約41%であったが、平成28年4月期では、約44.5%に急増した。特に1歳児では対前年度比で約4.5%の大幅な伸びとなっている。
- (3) 北区在住の就学前人口（0～5歳児）は、近年増加傾向にある。平成27年1月1日時点で、15,051人であったが、平成28年1月1日時点では、15,352名と301名（約2%）の増となっており、そのうち、低年齢児（0～2歳児）の伸びが顕著であり、285人の増となっている。

地区	平成27年4月						平成28年4月					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
浮間	0	13	6	3	0	22	2	10	7	7	0	26
赤羽西	0	11	6	1	0	18	3	27	8	2	0	40
赤羽東	2	12	5	0	0	19	2	12	7	0	0	21
王子西	3	9	2	0	0	14	4	8	6	0	0	18
王子東	12	16	3	3	0	34	14	22	15	0	0	51
滝野川西	9	18	6	3	0	36	20	21	8	1	0	50
滝野川東	4	9	1	3	0	17	4	12	10	0	0	26
計	30	88	29	13	0	160	49	112	61	10	0	232

### 2 緊急対策の内容

#### (1) 取組方針

- スピード感をもって取り組むこととし、平成28年度中にも可能な対策を行っていく。
- 今後も保育需要の増が見込まれることから、平成29年4月以降に向け、平成28年度当初予算における410名の定員拡大に加え、更なる解消策

に着手する。

- 緊急対策では、最も待機児童が多く発生した1歳児の受け入れ数を重点的に拡大する。なお、平成29年4月期に向けた整備の目標は、最近5年の平均の人口の伸びを見込むとともに、平成27年～平成28年の入所希望率の伸びの1.5倍を想定する。
- 区有地・遊休施設を最大限活用する。

#### (2) 具体的内容 ※受け入れ数等は、変更になる可能性がある。

- 平成28年度中に取り組む対策（計237人）
  - 旧清至中学校別棟を活用した王子保育園つぼみ分園の整備（25人）  
※今後、旧北区職員豊島寮跡に私立保育園を誘致し、当つぼみ分園を閉園する。
  - 区立保育園の余裕スペース等の活用（計72人）…赤羽台、中里、岩淵、浮間さくら草  
※岩淵保育園については、同一建物内の旧岩淵児童館のスペースを活用し、必要な工事を行ったうえで拡張する。
  - 公私立認可園における0歳児一人当たりの国基準面積（3.3㎡）のさらなる適用（区直営園計16人）  
※私立園等運営者に有利な補助制度を創出
  - 小規模保育事業所6カ所と家庭的保育事業2カ所の誘致（124人）
- 平成29年4月期に向けた緊急対策（計443人）
  - 区有地（滝野川分庁舎庭、旧北寮跡）を活用した区直営新園の開設（計54人）
  - 遊休施設等を活用した区立保育園の拡張（計47人）…王子本町（旧王子本町保育園分園舎を活用した分園の開設）、神谷北つぼみ（2階部分への拡張）
  - 公私連携型保育所の手法を活用（計132人）  
※旧赤羽台保育園舎及び旧赤羽台つぼみ保育園舎を本園と分園とし民間事業者に貸し付ける。  
※その後、区有地（桐ヶ丘）の民設民営園に移転させる。
  - 桜田つぼみ保育園の移転に伴う拡張の計画の見直し（計31人）
  - 小規模保育事業所4カ所、家庭的保育事業2カ所及び認証保育所2カ所の誘致（計146人）
- 平成30年4月期に向けた緊急対策  
今後遊休化が見込まれる施設の利活用や公園特区制度の活用による私立認可保育所の誘致等を検討し、区議会第三回定例会以降で関連する必要な補正予算を提案する。
- 民営施設における保育従事者の確保支援策等

- ア 国及び東京都の補助を活用した職員に対する宿舍借り上げ支援
- イ 国の補助を活用した保育補助者（パート職員）雇上強化支援
- ウ 国の補助を活用した職員の負担軽減のためのICT化の支援
- エ 小規模保育事業及び家庭的保育事業における従事者のための東京都子育て支援員研修参加者に対する研修受講実費相当分の補助

◎待機児童解消のための緊急対策による受け入れ児童数の増見込み

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
【参考】H28.4 現在	656	1,353	1,440	1,294	1,244	1,214	7,201
当初予算における H29.4の増見込み A	22	56	53	94	94	91	410
緊急対策による H28中の増見込み B	38	90	63	16	15	15	237
緊急対策による H29.4の増見込み C	56	189	135	53	5	5	443
H29.4までの 増見込み合計 A+B+C	116	335	251	163	114	111	1,090

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員、定期利用施設）の受け入れ可能数を含む。

### 3 今後の予定（日時等）

- (1) 順次設計・工事を進めるとともに、6月補正予算成立後に、必要な園保護者説明会や近隣にお住いの方々への説明を実施する。
- (2) 民間施設の募集については、速やかに準備を進める。
- (3) 区議会第三回定例会及び区議会第四回定例会に保育所条例の一部改正条例（新設園の追加等）を提出する。
- (4) 今後さらに検討を重ねた上、実施することになった追加対策については、9月以降の補正予算及び29年度当初予算で対応する。

子ども・子育て会議資料  
平成28年7月4日  
子ども未来部副参事  
(子どもの未来応援担当)

(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定  
のための検討会の設置について

1 要 旨

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、北区の未来を担う子どもの学びや育ちを支えるとともに、家庭の経済状況から就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまう貧困の世代間連鎖を解消することを目的として、「(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」を策定するため、学識経験者、区職員、区立小中学校長で構成する検討会を設置する。

検討会では、貧困の世代間連鎖を防ぎ、子どもたちが自分の将来に夢と希望が持てる北区をめざし、区民や支援団体等を対象に実施するニーズ調査結果を踏まえ、地域の実情に即したきめの細かい支援策や、必要な方へ確実に支援が届く体制の整備など、実効性の高い施策の展開を図る。検討にあたっては、子ども・子育て会議へ検討状況・内容を適宜報告し、意見を聴取しながら進めていく。

2 委員構成

学識経験者 3名、区職員 28名、小中学校長 2名 計33名

3 今後の予定

平成28年6月15日	文教子ども委員会報告(検討会設置)
平成28年7月~11月	検討会開催 ※計9回を開催予定
平成28年7月	子ども・子育て会議へ報告
平成28年7月~8月	実態把握のためのニーズ調査 (区民、支援団体など)
平成28年11月	計画案とりまとめ 文教子ども委員会報告(計画案)
平成28年12月~29年1月	パブリックコメント実施
平成29年2月	文教子ども委員会報告 (パブリックコメント実施結果)
平成29年3月	計画策定

## 「（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」の策定のための検討会委員名簿

構成	所属	氏名
学識経験者	東京学芸大学教育学部講師（教育）	伊藤 秀 樹
	東京家政大学児童学科教授（児童福祉）	岩 崎 美智子
	首都大学東京子ども若者貧困研究センター特任研究員（子どもの貧困）	小田川 華 子
区職員	政策経営部長	依 田 園 子
	健康福祉部長	都 築 寿 満
	教育振興部長	田草川 昭 夫
	子ども未来部長	栗 原 敏 明
	企画課長	筒 井 久 子
	政策経営部参事（財政課長事務取扱）	小野村 弘 幸
	総務部参事（総務課長事務取扱）	小宮山 庄 一
	地域振興課長	関 根 和 孝
	産業振興課長	気賀沢 進
	健康福祉課長	菊 池 誠 樹
	健康推進課長	飯 窪 英 一
	生活福祉課長	濱 崎 祥 三
	北部地域保護担当課長	大 石 喜 之
	障害福祉課長	田 中 英 行
	健康福祉部副参事（社会福祉協議会派遣）	上水流 コ キ
	住宅課長	荻 田 浩 成
	教育政策課長	野 尻 浩 行
	学校支援課長	浅 香 光 男
	教育指導課長	難 波 浩 明
	教育支援担当課長	鈴 木 静 乃
	子ども未来部参事（子ども未来課長事務取扱）	中 嶋 稔
	子ども未来部副参事（放課後子どもプラン推進）	戸 澤 俊 人
	子育て施策担当課長	高 木 俊 茂
	保育課長	松 田 秀 行
	男女いきいき推進課長	田名邊 要 策
	子ども未来部参事（子ども家庭支援センター所長事務取扱）	橘 千 秋
	滝野川保育園長（区立保育園長会推薦）	鈴 木 薫
ふくろ幼稚園長（区立幼稚園長会推薦）	小 針 静 江	
小中学校	第四岩淵小学校長（区立小学校長会推薦）	山 本 英 一
	十条富士見中学校長（区立中学校長会推薦）	高 木 潤 也

## 東京都北区立さくらだこども園 概要

### 1. 概要

#### (1) 基本的な考え方

- 東京都北区立さくらだ幼稚園を、平成29年4月幼保連携型認定こども園に移行する。
- 区立認定こども園は、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施することにより、子どもにとって質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として就学前教育保育の充実を図る。
- 地域の子育て支援事業として、子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊びの場の提供、子育て家庭の保護者等に対する相談や助言を行う。
- 保護者の就労状況など多様な生活環境に柔軟に対応するために1号認定子どもの延長保育（預かり保育）を行う。
- 今後の認定こども園の推進に向け検証を十分に行いながら、目指すべき認定こども園の姿を実現していく。

(2) 施設の名称 東京都北区立さくらだこども園

(3) 施設概要 所在地：北区王子五丁目2番6-103号 敷地面積：3,017.18㎡

(4) 開園予定日 平成29年4月1日

### 2. 区立認定こども園の運営

#### (1) 定員

	1号認定	2号認定	計
3歳児	—	30人	30人
4歳児	30人	30人	60人
5歳児	30人	30人	60人
計	60人	90人	150人

○ただし、平成29年度・平成30年度は、幼稚園から認定こども園に移行するための調整を行う。

○1号認定や2号認定の内訳は、在園児の状況に応じて変動する。  
 (進級や保護者の就労状況の変化等)

(2) 施設の開園時間 午前7時15分～午後6時15分

1号認定の利用時間	2号認定の利用時間
午前9時～午後2時	午前7時15分～午後6時15分

○ただし、2号認定の利用時間は、保育標準時間・保育短時間の保育必要量の区分に応じた利用時間とする。

(保育短時間の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分のうちの8時間以内)

#### (3) 休園日

1号認定	2号認定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日、国民の祝日</li> <li>・夏季休業日 7月19日～9月1日</li> <li>・冬季休業日 12月25日～1月8日</li> <li>・春季休業日 3月20日～4月7日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日、国民の祝日</li> <li>・12月29日～翌年1月3日</li> </ul>

#### (4) 給食の提供

- 認定こども園への移行にあわせ、1号認定の子どもも含め、原則として全ての園児に給食を提供する。
- 給食の提供にかかる費用負担は、実費相当額（食材費のみ）を保護者負担とする。
- 1号認定の給食費 4,500円（月額）

### 3. 1日の流れ

	1号認定	2号認定
午前7時15分	(延長保育利用の子どもは2号認定と同じ流れ)	順次登園 (保育)
午前9時	登園	各学級の保育室へ移動
	学級活動（教育課程に係る教育活動）	
	給食	
	学級活動（教育課程に係る教育活動） ※学級編成は1号・2号区別せず一体的に行う。	
午後2時	降園 (延長保育利用の子どもは2号認定と同じ流れ)	(保育) 午睡（必要とする子どものみ） おやつ 自由遊び
午後6時15分		順次降園

### 4. 1号認定子どもの延長保育（預かり保育）の実施

多様な保護者の生活環境や就労形態に対応するため、在園の1号認定の子どもについて延長保育（預かり保育）を実施する。

	保育時間等	保育料(月額)
月曜日～金曜日 (1号認定の休園日を除く)	午前7時15分～午前9時	300円
	午後2時～午後4時30分	300円
	午後4時30分～午後6時15分	300円
土曜日・長期休業日 (2号認定の休園日を除く)	午前7時15分～午前9時	300円
	午前9時～午後2時	500円
	午後2時～午後4時30分	300円
	午後4時30分～午後6時15分	300円

○午前9時～午後2時の延長保育（預かり保育）の給食費 260円（月額）

### 5. 入園の申込み及び選考

1号認定	2号認定
区立幼稚園と同様に行う	保育園と同様に行う

### 6. 保育料

1号認定	2号認定
北区立幼稚園条例に定める保育料	北区保育料等徴収条例に定める保育料



北区立幼稚園保育料の改定について（平成28年4月1日）

経過措置 平成28年度

北区立幼稚園 保育料（月額）				
階層区分	第1子 4・5歳児 （円）	第2子	第3子	
① 生活保護世帯	0	0	0	
② 区民税 非課税世帯 （所得割非課税を含む）	0	0	0	
③ 所得割課税額 77,100円以下	3,600	0	0	
④ 所得割課税額 77,100円を超え 211,200円以下	5,000	0	0	
⑤ 所得割課税額 211,200円を超え 256,300円以下	6,000	0	0	
⑥ 所得割課税額 256,300円を超える	6,000	3,000	0	

経過措置 平成29年度

北区立幼稚園 保育料（月額）				
階層区分	第1子 4・5歳児 （円）	第2子	第3子	
① 生活保護世帯	0	0	0	
② 区民税 非課税世帯 （所得割非課税を含む）	0	0	0	
③ 所得割課税額 77,100円以下	3,600	0	0	
④ 所得割課税額 77,100円を超え 211,200円以下	6,000	0	0	
⑤ 所得割課税額 211,200円を超え 256,300円以下	7,000	0	0	
⑥ 所得割課税額 256,300円を超える	8,000	4,000	0	

本則適用 平成30年度

北区立幼稚園 保育料（月額）				
階層区分	第1子 4・5歳児 （円）	第2子	第3子	
① 生活保護世帯	0	0	0	
② 区民税 非課税世帯 （所得割非課税を含む）	0	0	0	
③ 所得割課税額 77,100円以下	3,600	0	0	
④ 所得割課税額 77,100円を超え 211,200円以下	7,000	0	0	
⑤ 所得割課税額 211,200円を超え 256,300円以下	9,000	0	0	
⑥ 所得割課税額 256,300円を超える	10,000	5,000	0	

※ 平成27年度在園の幼児については、卒園までの間は  
 保育料の上限を5,000円とします。

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

## 低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定について

### 1 要 旨

国は、幼児教育の段階的無償化に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令（以下「施行令」という。）の一部を改正する政令を、平成 28 年 3 月 31 日に公布した。

今回の施行令改正の趣旨を踏まえ、必要な条例・規則の改正を行い、区の保育料を改定する。

併わせて、非婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除をみなし適用し、経済的な負担軽減を図る。

### 2 改正内容

施行令の改正内容は、以下のとおりである。

#### （1）要保護世帯等に係る特例措置の拡充について

年収約 360 万円未満相当の世帯に関する利用者負担額を、平成 27 年度と比較して半額とするとともに、第 2 子以降を無償とする。

#### （2）多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について

年収約 360 万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子を半額、第 3 子以降を無償とする。

### 3 北区の対応

【1 号認定（区立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））】

国の考え方及び現行の保育料水準を踏まえて、保育料改正を施行済み。

私立幼稚園、認定こども園については、改正内容に、保護者負担軽減額を減額した保育料として平成 28 年度 4 月 1 日に遡り規則を適用させる。（新制度に移行していない私立幼稚園については、就園奨励費補助金に適用させる。）

【2号・3号認定（認可保育園・地域型保育事業・認定こども園(保育園部分)）】

年収約360万円未満相当の世帯において、国の利用者負担の上限額を半額とした場合に、区の保育料が上回る部分のみを減額とするのではなく、対象となる階層区分の世帯に対する区の保育料を半額とする区独自の軽減策を実施する。

なお、条例の適用については、平成28年4月1日に遡及することとし、過払いとなる保育料については還付する。

### 3 今後の予定

平成28年7月	子ども・子育て支援システムの改修等
～8月	在園児保護者へ案内
9月	改定保育料の適用
	4月～8月分の保育料再算定による過払い保育料の還付手続きを開始

# 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

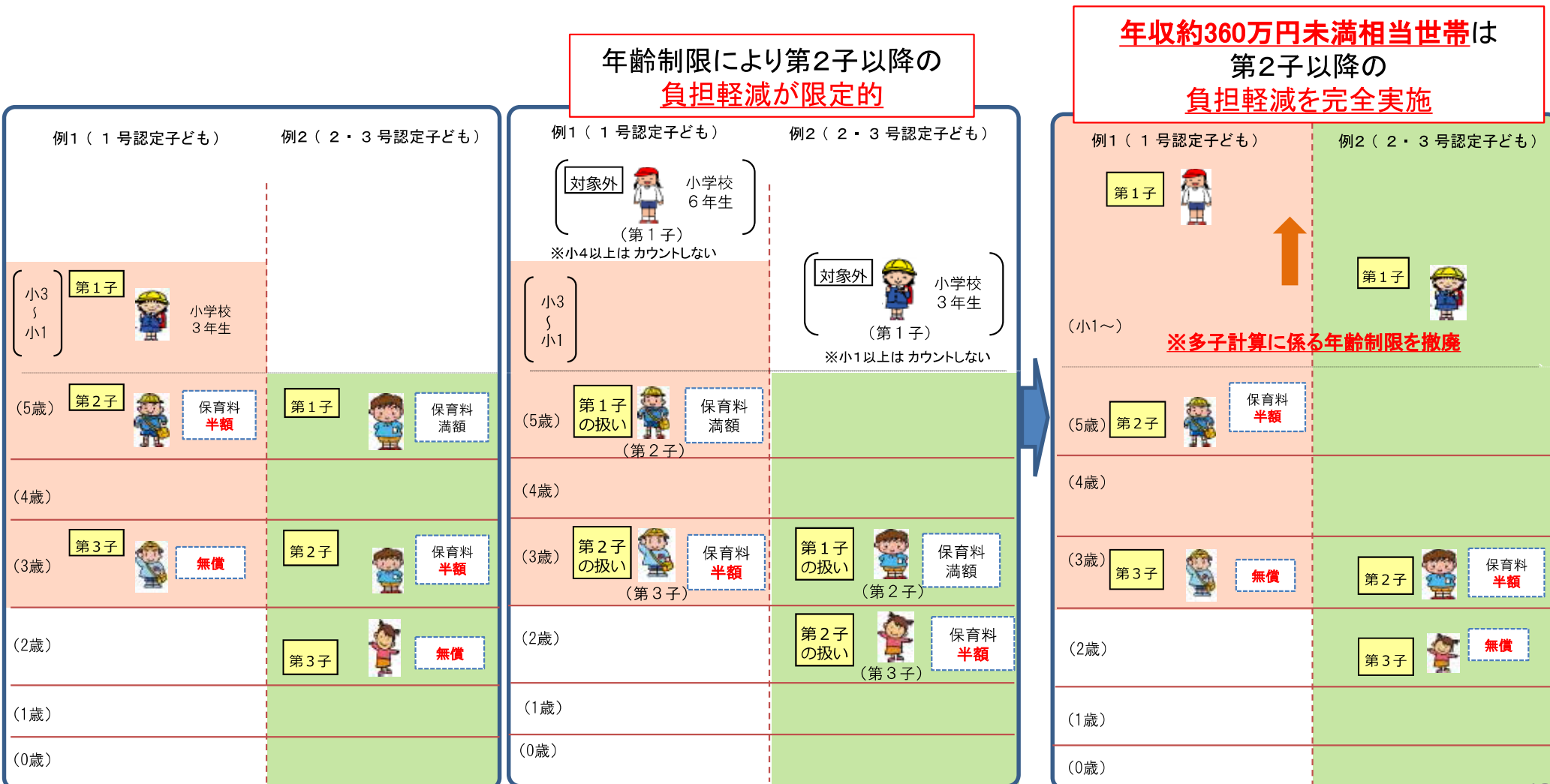
平成28年度予算(案)所要額 国費：100億円(公費：214億円)

## ●多子世帯の保育料負担軽減

○ **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

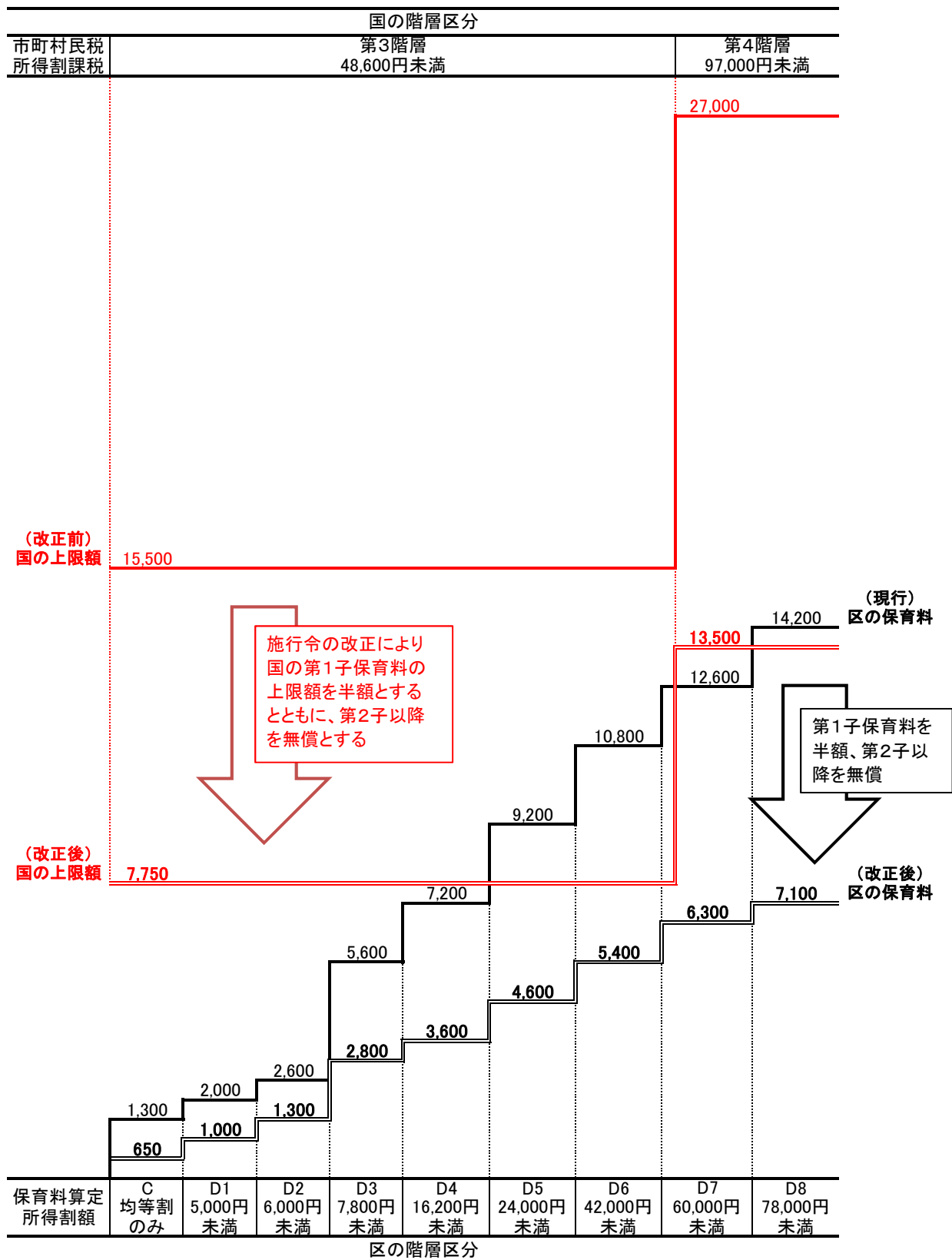
とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**



要保護世帯等に係る特例措置の拡充(第4条第1項及び第4項関係)

○年収約360万円未満相当の要保護世帯等について、  
 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

【4～5歳クラスの保育標準時間認定の場合】



- ※「要保護世帯等」とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯
- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
  - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者(在宅のものに限る。)
  - ③特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅のものに限る。)
  - ④障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅のものに限る。)
  - ⑤生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
  - ⑥生活保護法第6条第2項に規定する要保護者